

こども家庭福祉をとりまく現状と対応

児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状】

令和3年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の207,660件、一貫して増加。死亡事例（令和2年度77人）をはじめ痛ましい事案も発生。

【課題】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・減らす。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市区町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な対策等】

○体罰禁止規定の創設

○DV対策との連携強化規定の創設

○こども家庭センターの創設

・児童福祉及び母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を創設

○ハイリスク妊産婦等に一時的な住居等を提供する事業を創設

○乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

○相談窓口等の周知・啓発

等

○児童相談所の体制強化等

新プランによる体制強化（令和4年度まで）

- ・児童福祉司を5,765人まで増員
- ・児童心理司を2,348人まで増員

※2017年度は児童福祉司3,235人、児童心理司1,355人

新たなプランによる体制強化（令和5年度から）

- ・令和6年度までに児童福祉司を6,850人まで更に増員
- ・令和8年度までに児童心理司を3,300人まで更に増員

○一時保護所の設備・運営基準作成

- ・一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る 等

○児童の権利擁護

- ・児童相談所等は入所措置や一時保護等の際、児童の意見聴取等の措置を講ずる
- ・子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置付け

○一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

- ・児童相談所等が一時保護を開始する際、裁判官が審査する手続を新設

○子ども家庭福祉士の実務者の専門性向上

- ・一定の実務経験のある有資格者や現任者が、研修の受講等を経て取得する認定資格を導入

等

○家庭への復帰支援

- ・一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

- ・里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）

※里親委託率の目標

乳幼児：75%以上（概ね2026年度（3歳未満は概ね2024年度）まで）
学童期以降：50%以上（概ね2029年度まで）

- ・特別養子縁組の推進

※成立件数の目標

年間1,000人以上（概ね2026年度まで）

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

○自立支援の強化

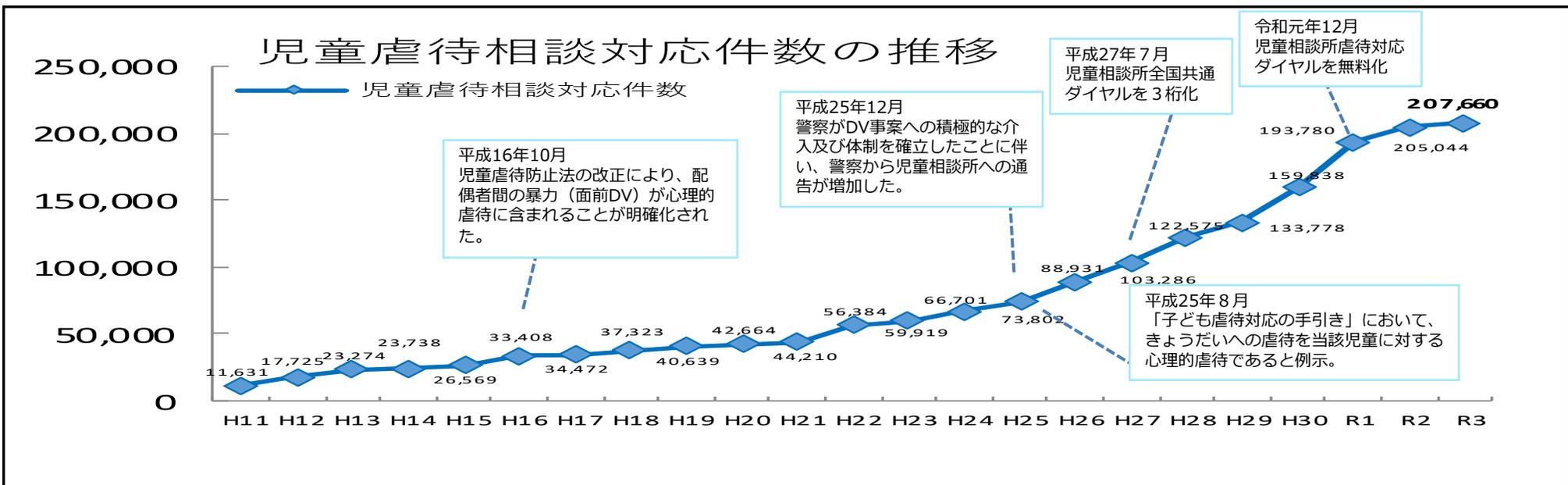
- ・児童自立生活援助の年齢による利用制限を弾力化
- ・社会的養育経験者等への支援等を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設

等

※下線部分は令和4年度に成立した法改正事項

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和3年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,660件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（60.1%）、次いで身体的虐待の割合が多い（23.7%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（14%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和3年度（割合） （前年比）	49,241(23.7%) (-794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

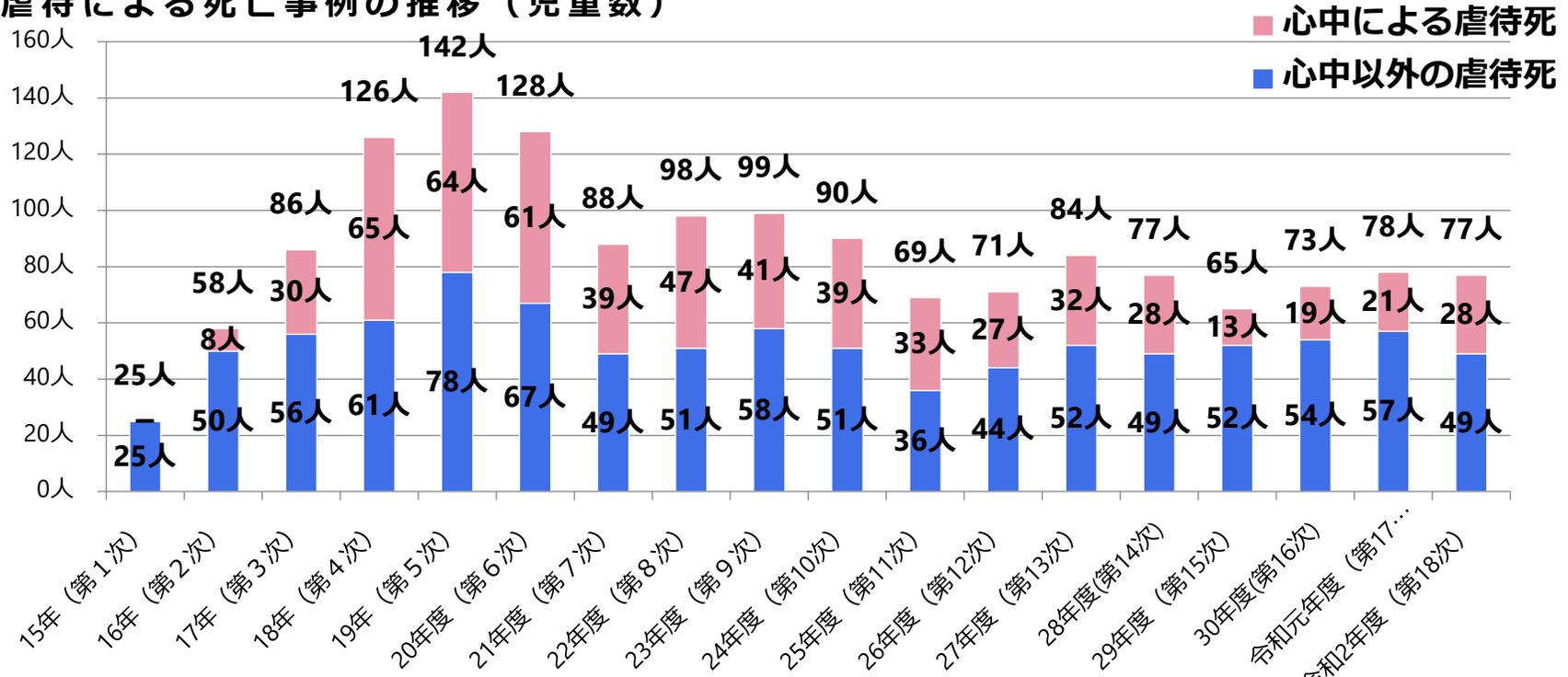
○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
3年度（割合） （前年比）	14,696 (7%) (+603)	2,649 (1%) (-23)	28,075 (14%) (+434)	2,529 (1%) (+414)	9,071 (4%) (+806)	195 (0%) (-15)	226 (0%) (-7)	3,608 (2%) (+181)	2,846 (1%) (-107)	103,104 (50%) (-521)	14,944 (7%) (+268)	25,717 (12%) (+583)	207,660 (100%) (+2,616)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)(概要)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和4年9月】

児童虐待による死亡事例の推移（児童数）



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

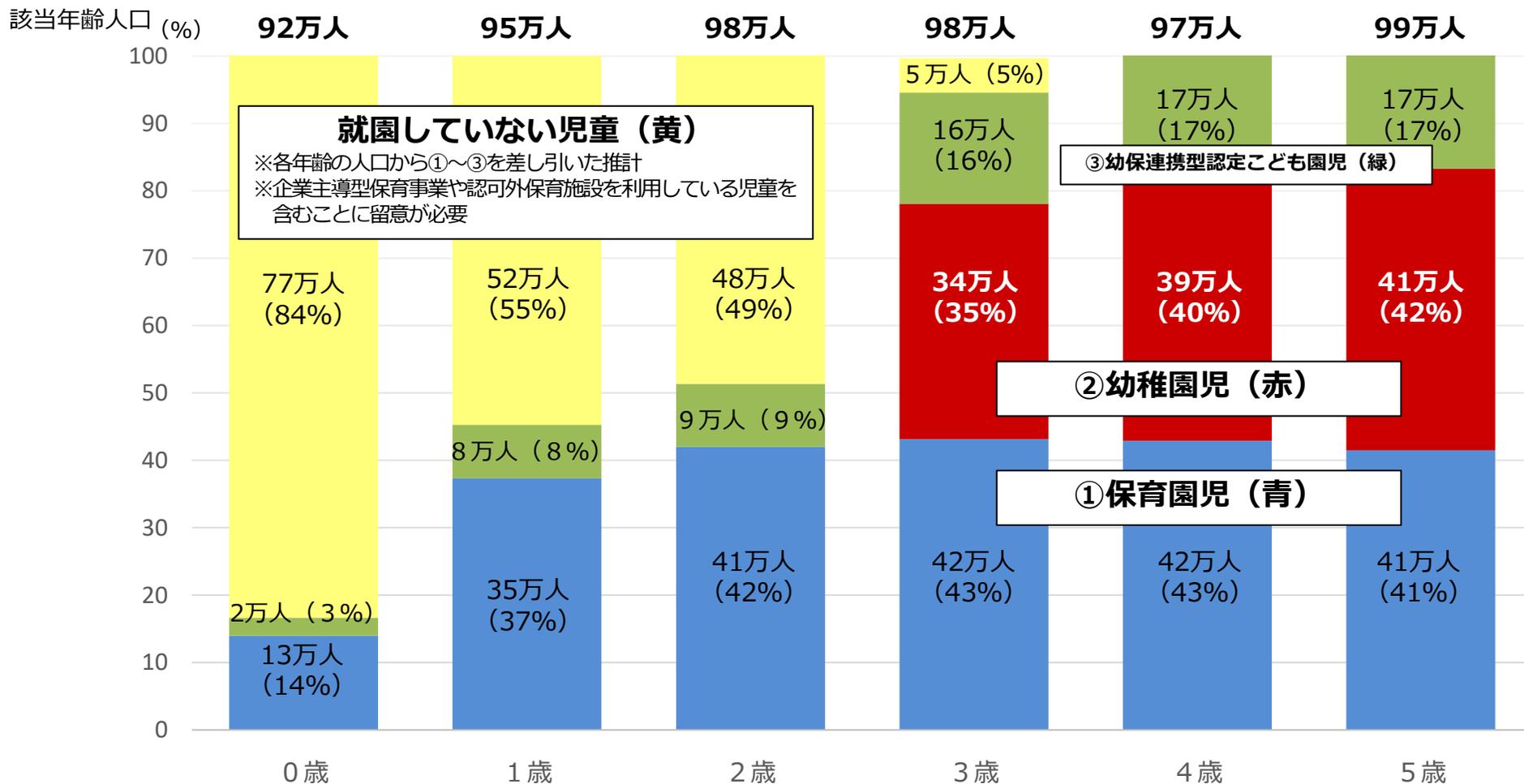
第1次から第18次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 889例・939人】

- 3歳児以下の割合は76.1%、**0歳児の割合は48.5%、0日児の割合は18.4%**である。
- **主たる加害者の割合は実母が54.6%**と最も多い。
- 妊娠期・周産期における問題では、**予期しない妊娠/計画していない妊娠が27.7%、妊婦健康診査未受診が27.2%**と多かった（第3次報告から第18次報告までの累計）。

年齢別の未就園児の割合

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約182万人）、3～5歳児の約2%（約5万人）



就園していない児童 (黄)
 ※各年齢の人口から①～③を差し引いた推計
 ※企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要

③幼保連携型認定こども園児 (緑)

②幼稚園児 (赤)

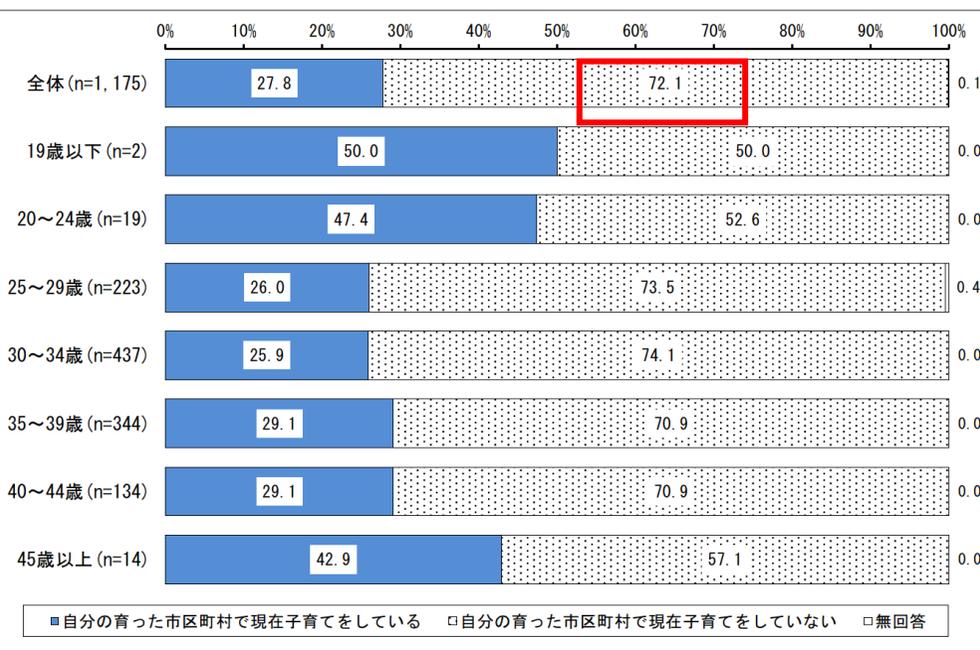
①保育園児 (青)

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における該当年齢と該当年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

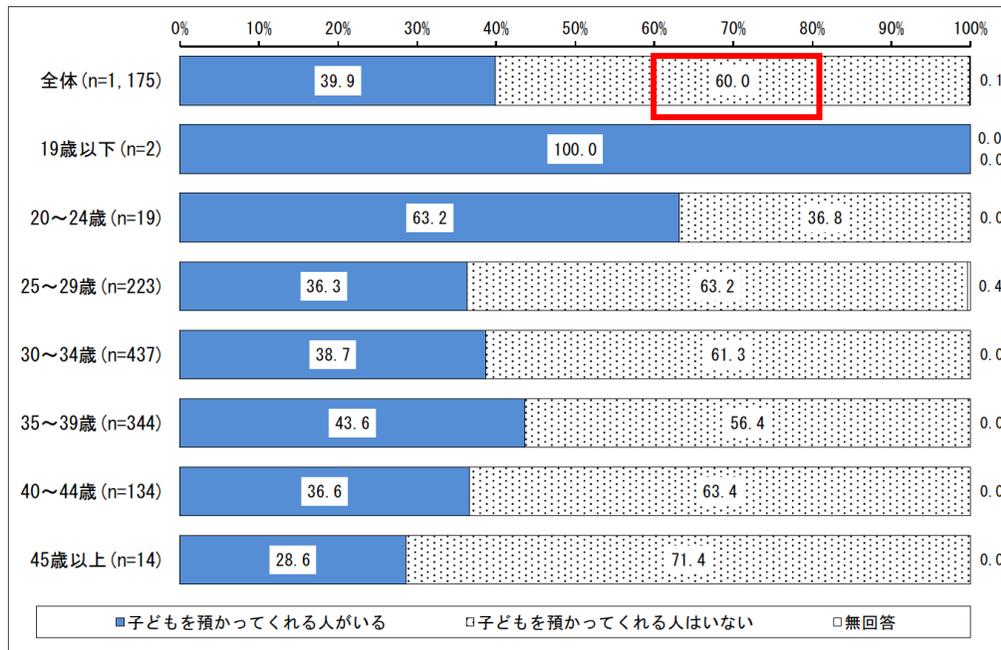
子育て家庭の孤立

- 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、**7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育てを行っている。**
- 「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は、全体では39.9%で、**6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している。**

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】

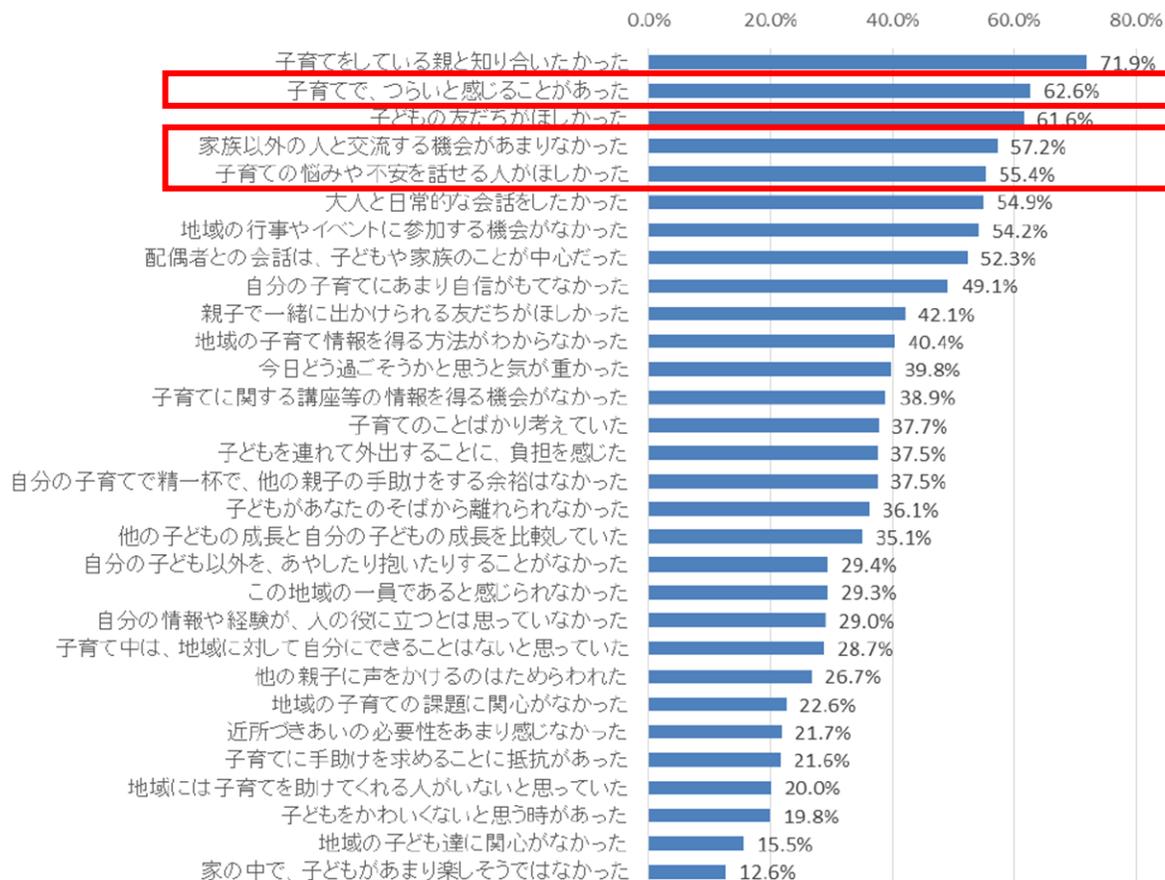


※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、**拠点を利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



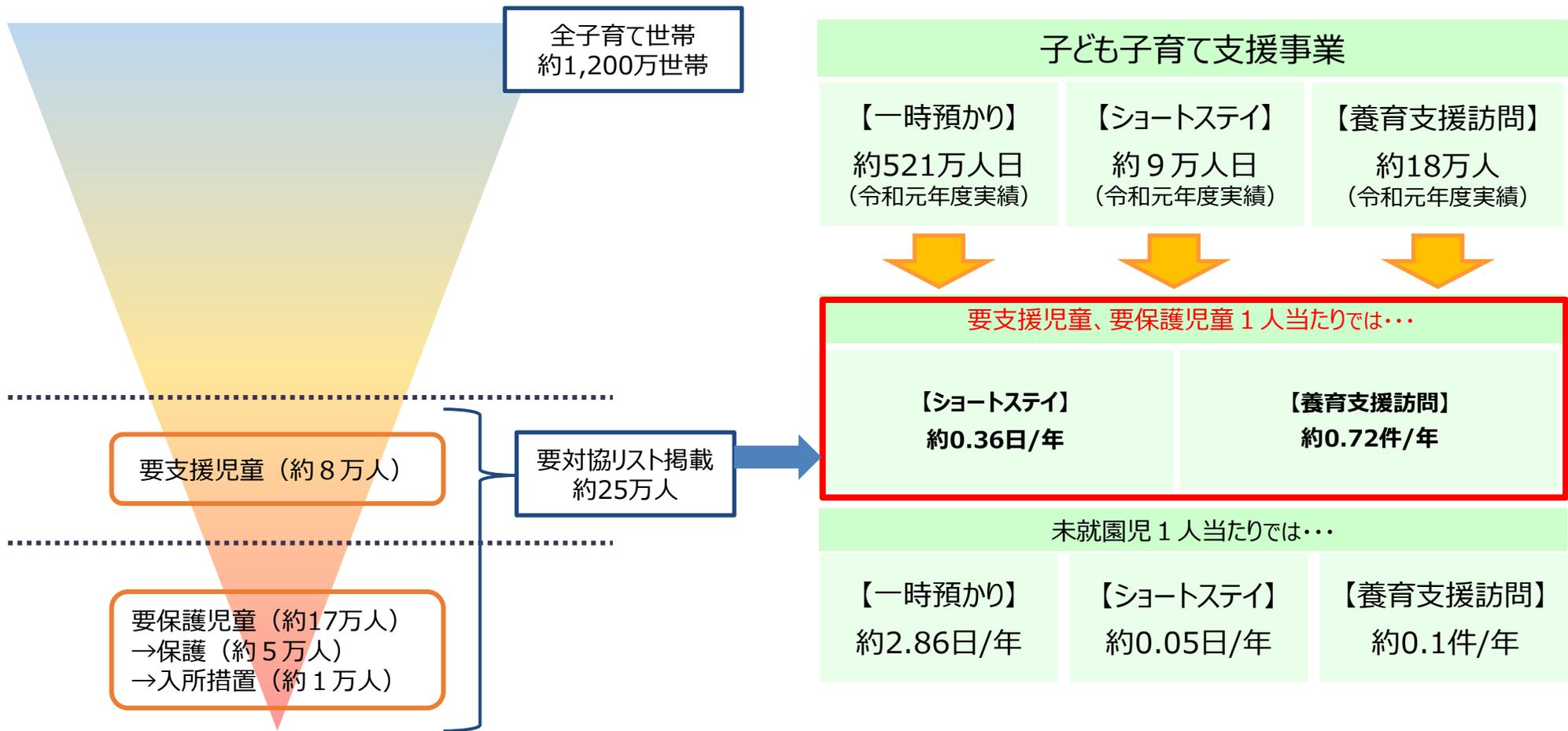
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）

（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子育て支援サービスの現状

➤ 現在の供給量は、必要とされている水準と比べて整備が遅れている。

- 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあつては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。
- **要支援児童・要保護児童 1人あたり**では、**ショートステイは約0.36日/年、養育支援訪問事業は約0.72件/年の利用にとどまっている。**
- ※ 未就園児（182万人）1人あたりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年



虐待による死亡事例における行政機関等による子育て支援事業の利用状況

○ 虐待による死亡事例のうち、令和2年4月から令和3年3月までに発生又は表面化した**心中以外の虐待死（47例）**について、**子育て支援事業を利用しているのは46.8%（22例）**に止まる。このうち、最も利用されている事業は「乳児家庭全戸訪問事業」の18例であり、要支援・要保護児童を主な対象としている「養育支援訪問事業」は5例、「子育て短期支援事業」は0例となっている。

行政機関等による子育て支援事業の利用状況（複数回答）

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	例数	構成割合	
なし		22(5)	46.8%	6(0)	31.6%	
あり		22(10)	46.8%	9(0)	47.4%	
内訳 (再掲) (複数回答)	利用者支援事業	3(1)	6.4%	2(0)	10.5%	
	地域子育て支援拠点事業	1(0)	2.1%	2(0)	10.5%	
	乳児家庭全戸訪問事業	18(10)	38.3%	9(0)	47.4%	
	訪問時期	1か月未満の間	7(4)	14.9%	2(0)	10.5%
		1～2か月未満の間	7(4)	14.9%	4(0)	21.1%
		2～3か月未満の間	2(1)	4.3%	3(0)	15.8%
		3～4か月未満の間	1(1)	2.1%	0(0)	0.0%
		4か月以降	1(0)	2.1%	0(0)	0.0%
		養育支援訪問事業	5(3)	10.6%	2(0)	10.5%
		子育て短期支援事業	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
		ファミリー・サポートセンター事業	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
		一時預かり事業	2(0)	4.3%	1(0)	5.3%
		延長保育事業	1(1)	2.1%	2(0)	10.5%
		病児保育事業	0(0)	0.0%	1(0)	5.3%
		放課後児童健全育成事業	1(0)	2.1%	2(0)	10.5%
	保育所入所	6(4)	12.8%	5(0)	26.3%	
小計		44(15)	93.6%	15(0)	78.9%	
不明		3(0)	6.4%	4(0)	21.1%	
計		47(15)	100.0%	19(0)	100.0%	

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設置状況

(令和3年4月時点、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

	子ども家庭総合支援拠点	子育て世代包括支援センター
小規模A型 (児童人口概ね0.9万人未満)	26.4% (347/1313)	89.9% (1181/1313)
小規模B型 (児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満)	61.6% (132/214)	98.1% (210/214)
小規模C型 (児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満)	71.2% (62/87)	98.9% (86/87)
中規模型 (児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満)	80.4% (78/97)	99.0% (96/97)
大規模型 (児童人口概ね7.2万人以上)	53.3% (16/30)	100.0% (30/30)

児童虐待による死亡事例における市区町村の各担当の関与について

- 児童虐待による死亡事例のうち心中以外の虐待死（47例）について、
 - ・ 市区町村の母子保健担当部署は「関与あり」は32例、うち、「虐待の認識なし」は24例
 - ・ 市区町村の虐待対応担当部署は「関与あり」は16例
 となっており、**母子保健担当部署における虐待への認識をさらに高め、児童虐待担当部署との双方が虐待予防の視点に立って早期に情報共有や連携ができる支援体制の構築が必要**である。

関係機関の関与状況

	関与なし	関与あり 虐待の認識なし	関与あり 虐待の認識あり
福祉事務所	36	6	4
家庭児童相談室	39	3	4
民生児童委員	43	1	0
保健所	41	4	0
市区町村の母子保健担当部署	14	24	8
養育機関・教育機関	31	12	3
医療機関	14	21	6
助産師	42	2	0
警察	40	4	2
婦人相談所	41	0	0
配偶者暴力相談支援センター	43	0	0

	関与なし	関与あり
市区町村の虐待対応担当部署	31	16